

東松島市第2期観光ビジョン

(令和8年度～令和17年度)



【目次】

第1章 東松島市第2期観光ビジョンの策定にあたって

1	策定の目的	1
2	位置づけ	2
3	推進期間	2
4	進行管理	3
5	東松島市第2期観光ビジョン実現の担い手	3

第2章 観光を取り巻く動向

1	社会情勢の変化	4
2	観光を取り巻く環境の変化	5

第3章 東松島市の現状と課題

1-1	東松島市の現状	7
1-2	東松島市の課題	9
2	東松島市の観光振興重点地区	10
3	東松島市の持続可能な観光地域づくり	11
4	東松島市の観光地としての広域的な特性	12
5	東松島市の観光資源・施設の状況	13
6	東松島市の観光客の実態とニーズ(令和6年度観光動向調査結果)	14

第4章 東松島市第2期観光ビジョン

1	基本的な考え方	17
2	将来像・基本理念・基本方針・施策の体系	18
3	東松島市第2期観光ビジョンの進行管理に用いる数値目標	21
4	役割分担	22

参考資料

【参考資料1】東松島市第2期観光ビジョン策定までの経過	24
【参考資料2】東松島市観光審議会に関する管理運営規則	25

第1章 東松島市第2期観光ビジョンの策定にあたって

1 策定の目的

本市の「東松島市観光ビジョン（以下「観光ビジョン」という。）」は、平成27年度（2015年）から令和7年度（2025年）までの11か年を計画期間とし、本市の観光振興や東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組の指針として平成27年3月に策定され、様々な施策に取り組んできました。

観光ビジョン策定後、国内では人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、観光においても大量消費型の観光から体験・交流型へシフトするなど、観光客のニーズの多様化が進み、環境保全や地域社会との共生を重視した持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）が求められる時代へと変化してきました。

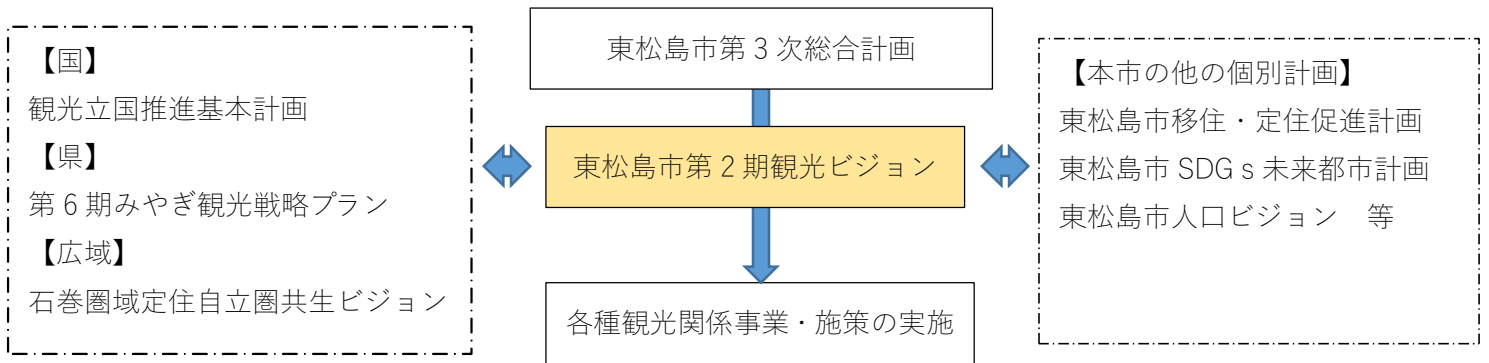
本市においても観光ビジョンに基づいた観光施策を推進する中、東日本大震災により被災した主な観光施設が令和4年度までに復旧し、令和6年11月には本市の観光の拠点となる「道の駅東松島」が開業するなど、本市を取り巻く環境も大きく変化しました。

さらには、これまでの観光振興の取組が評価され、令和3年度には「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」のモデル地区に宮城県内で初めて選定されました。また令和4年度にはオランダに本部のある世界持続可能観光協議会（GSTC）が開発した持続可能な観光の国際指標の国際認証団体の一つである「グリーン・デスティネーションズ」が選定する「世界の持続可能な観光地トップ100」に宮城県内で初めて選出され、令和5年度にはスペインに本部がある国連世界観光機関が認定する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ2023」に奥松島地域（野蒜・宮戸地域）が東北で初めて認定されました。

このような状況を踏まえ、本市のまちづくりを支える重要分野の一つである「観光」の目指すべき姿を改めて設定し、観光に携わる地域事業者、地域住民、観光関係団体等、すべての人たちに恩恵のある持続可能な観光を目指すため「東松島市第2期観光ビジョン（以下「本ビジョン」という。）」を策定します。

2 位置づけ

本ビジョンは、「東松島市第3次総合計画」（令和8年度から令和17年度までの10か年計画）を上位計画とし、国や県、広域圏で策定した観光振興に関する計画及び本市における他の個別計画とも整合性を図りながら、観光振興に係る取組を推進していきます。



東松島市第2期観光ビジョンの位置付け

3 推進期間

本ビジョンの推進期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年後の令和12年度には中間評価及び見直し、令和17年度には最終評価を実施します。

なお、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化等があった場合には、適宜会議の検討を経て計画の内容を見直すこととします。

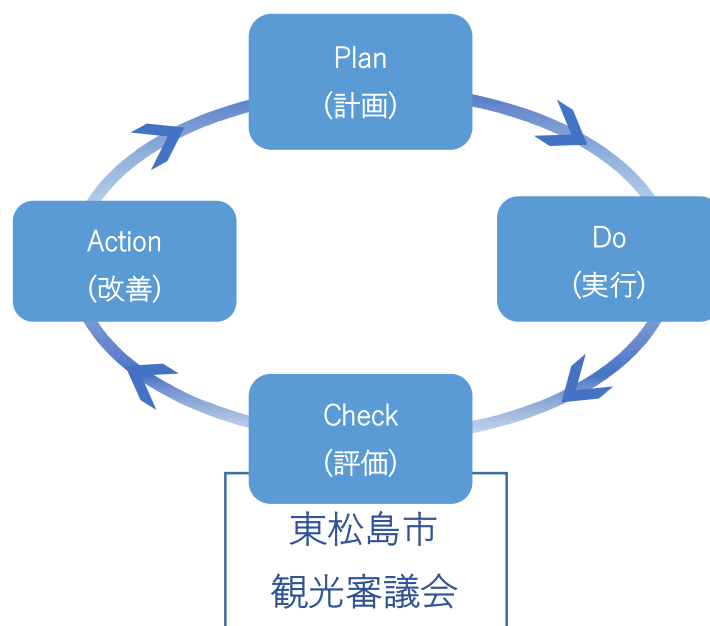
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
推進期間					中間評価 見直し					最終評価
	東松島市観光審議会による意見・提言（各年2回程度）									

東松島市第2期観光ビジョンの推進期間

4 進行管理

地域事業者、地域住民、観光関係団体等で組織する「東松島市観光審議会」において、本ビジョンの進捗状況についての意見や観光振興に向けた様々な提言を受けながら、本ビジョンの進行管理を行います。

また、本ビジョンの内容は、庁内各部門の事業や観光関係団体等が実施する事業等にも影響することから、計画を円滑に推進していくため、庁内の情報共有や連絡調整に努めるとともに、(株)東松島観光物産公社をはじめとした観光関係団体等と連携を図りながら進めます。



5 東松島市第2期観光ビジョン実現の担い手

本ビジョンの実現は、行政だけではなく、地域事業者、地域住民、観光関係団体等が、それぞれの立場で、できることを積極的に取り組むとともに、協力・連携して推進していくことが重要となります。

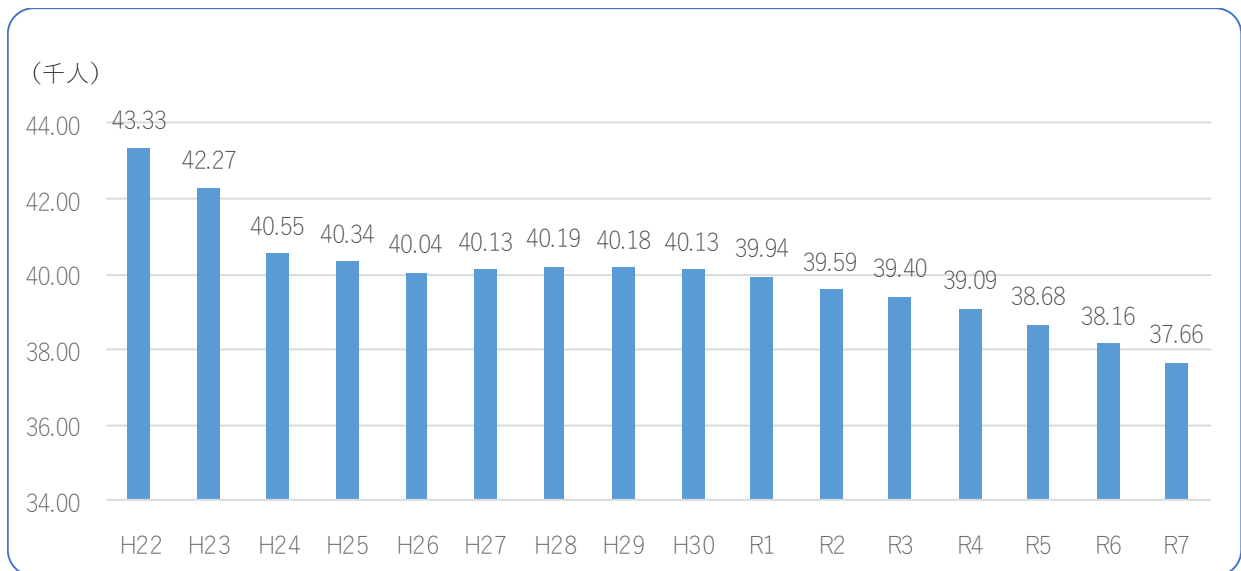
第2章 観光を取り巻く動向

1 社会情勢の変化

(1)人口減少

本市の人口は平成23年に発生した東日本大震災で大きく減少しましたが、その後も緩やかに減少し続け、震災前の平成22年と令和7年を比較すると5千6百人以上減少しています。このことから地域活力の低下や経済規模の縮小により経済のマイナス成長が加速することが懸念され、観光を柱とした観光交流人口の増加が求められています。

■図表1 東松島市の人口の推移

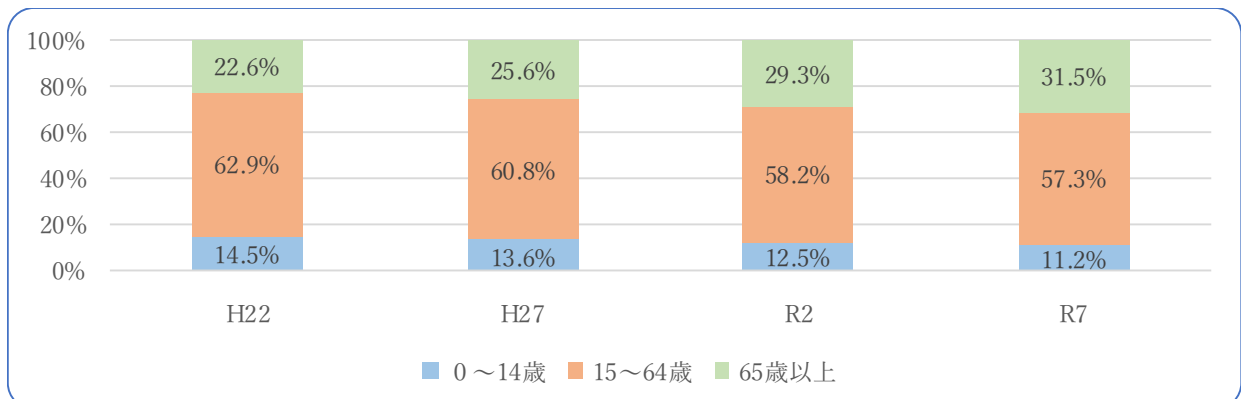


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)少子高齢化

年齢3区分別の構成比を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

■図表2 東松島市の年齢3区分構成比の推移



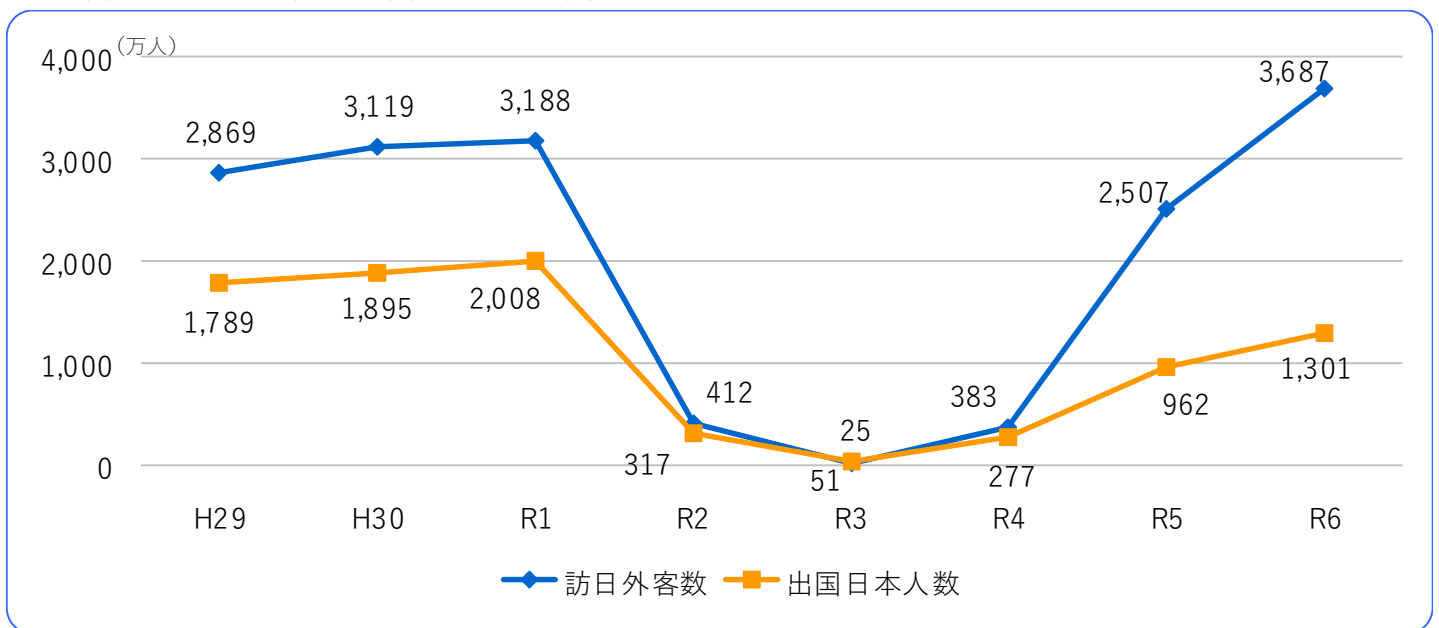
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 観光を取り巻く環境の変化

(1) インバウンド需要の増加

日本のインバウンド観光客数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降大幅に落ち込みましたが、令和6年は約3,690万人と大幅に増加し、令和元年を超え過去最高を記録しました。一方、出国日本人数は、令和6年に約1,300万人と令和2年以降の大幅な落ち込みから回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には未だ戻っていない状況です。

■図表3 訪日外客数・出国日本人数の推移



出典：JNTO 訪日外客統計 出入国在留管理庁 出入国管理統計より作成

(2) 観光客のニーズの多様化

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、密を避けるため、大人数でのバスツアーや団体行動を避ける傾向が強まり、観光のスタイルは団体旅行中心から個人旅行中心へと大きく変化しました。その結果、一人ひとりが自分のペースで楽しめる少人数旅行や家族旅行が増えました。あわせて、旅の価値観も見るだけの観光から体験して参加する観光へと変化し、屋外で安心して楽しめるアクティビティや、地域の食や文化に触れ合う地域ならではの体験型コンテンツが人気を集めるようになりました。

(3)持続可能な観光地域づくりの推進

観光庁は令和2年6月、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するため、観光分野のSDGsと言える国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D：Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations）」を策定しました。JSTS-Dは国際基準（GSTC-D：Global Sustainable Tourism Council for Destinations）を日本の観光地の状況に合わせて作られた国内基準で、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）は、この基準を踏まえた施策を展開し、世界基準に適合する持続可能な観光地づくりの推進が求められています。



JSTS-D 国際認証版ロゴマーク

第3章 東松島市の現状と課題

1—1 東松島市の現状

本市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災において1,110人の人命が失われ、現在も23名の方が行方不明となっております。また、津波で多くの家屋が流出し、浸水域が市街地の約65%に達するなど未曾有の被害を受けました。

本市の観光資源においては奥松島遊覧船や宿泊施設等の多くが失われ甚大な被害を受けました。市内の宿泊施設においても震災前は41施設ありましたが、現在は震災後新たに開業した宿泊施設も含め18施設と大きく減少しました。中でも奥松島地域の民宿は、震災前は29施設ありましたが、被災し現在は6施設のみとなっています。

その後、甚大な被害を受けた奥松島地域の被災元地を活用した観光施設の整備が進み、奥松島地域には新たな観光資源が誕生しました。



未来学舎 KIBOTCHA



美馬森 八丸牧場



宮城県松島自然の家



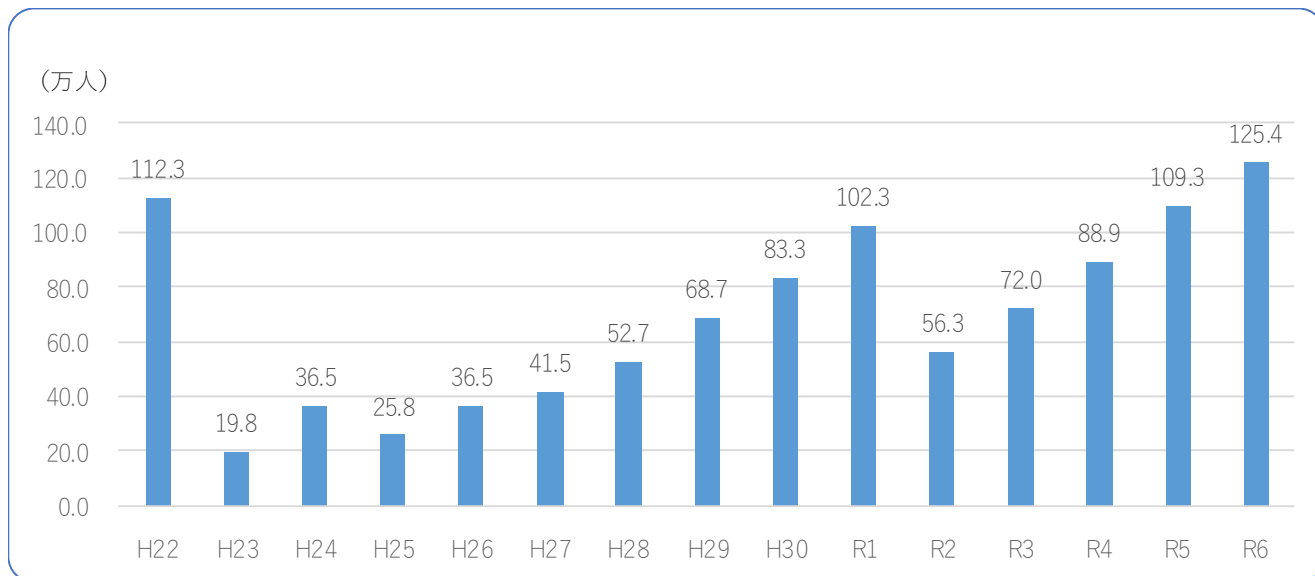
奥松島クラブハウス

東日本大震災後に奥松島地域に整備された施設

観光客数は、震災前は年間約 100 万人前後で推移していましたが、震災で大幅に減少し平成 23 年は 19.8 万人となりました。その後、復興とともに観光客数は増加し、令和元年には 102.3 万人まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症が流行した令和 2 年には再び 56.3 万人まで減少しました。

令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行された以降は再び観光客数は増加し、令和 6 年 11 月 27 日の「道の駅東松島」の開業も追い風となり、令和 6 年には震災前の観光客数を上回る 125.4 万人となりました。

■図表 4 東松島市の観光入込客数



出典：宮城県観光統計概要



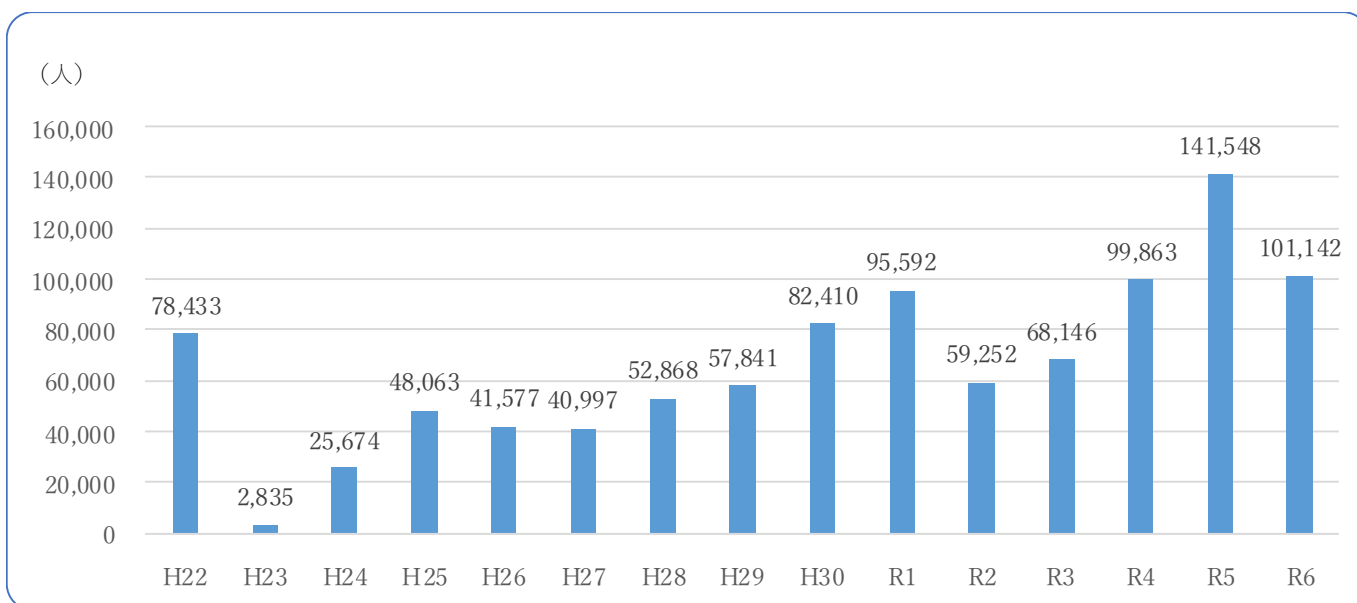
令和 6 年 11 月 27 日に開業した「道の駅東松島」

宿泊客数は、震災前は年間約 10 万人前後で推移していましたが、震災で大幅に減少し平成 23 年は 2,835 人となりました。その後、令和元年には 95,592 人まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症が流行した令和 2 年には再び 59,252 人まで減少しました。

令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行された以降は再び宿泊客は増加し、震災前の宿泊客数を上回る 141,548 人となりました。

しかし、女川原子力発電所の関連工事完了に伴う作業員の減少が、市内宿泊施設の宿泊客減少に影響したことが主な原因となり、令和 6 年は前年より 40,000 人以上減少しました。

■図表 5 東松島市の宿泊観光客数



出典：宮城県観光統計概要

1—2 東松島市の課題

本市の観光資源が集積する奥松島地域は本市の南西部にあり、その観光拠点である宮戸地区復興再生多目的施設（あおみな）は、三陸沿岸道路鳴瀬奥松島 IC から車で約 15 分、JR 野蒜駅からタクシーで 10 分ほどに位置しています。来訪者の多くが車で訪れていますが、JR を利用した来訪者もいることから、タクシーや JR 野蒜駅西側の奥松島観光物産交流センター（奥松島イートプラザ）に設置しているレンタサイクル等、現在ある移動手段に加えて、更なる観光客の利便性向上のための移動手段の整備が課題となっています。

また、市内の観光資源の結びつきが弱く市内周遊がなされず、観光客の市内滞在時間が短い傾向にあることから、「道の駅東松島」を拠点とした市内周遊モデルコースの案内等により、観光客の市内滞在時間の延長を促す施策が求められています。

2 東松島市の観光振興重点地区

観光ビジョンにおいて定めた観光振興重点地区である「松島基地周辺地区」及び「奥松島地区」については、本ビジョンにおいても引き続きこの2地区を核として、市内や周辺自治体に点在する観光資源をつなぎ合わせ、市内外の周遊観光と滞在時間の延長を促す取組を推進していきます。

(1)松島基地周辺地区

松島基地周辺地区には、アクロバット飛行で全国的に有名なブルーインパルスの母基地である航空自衛隊松島基地があり、全国から航空ファンが日常的に訪れているほか、毎年開催される松島基地航空祭は、前日に開催される本市のお祭りと合わせて2日間で最大3回のブルーインパルスの飛行を見ることができ、本市を代表するイベントの一つです。また、道の駅東松島、桜の名所である滝山公園、矢本海浜緑地パークゴルフ場やガス&ライフ矢本海浜緑地公園など、子どもから高齢者まで幅広く楽しむことができる施設があります。

(2)奥松島地区

奥松島地区は宮戸島の自然・景観を生かしたトレッキング、シーカヤックや漁業体験等の海のアクティビティ、縄文時代からの歴史を感じられる風景、本市特産の牡蠣や海苔が味わえる食の魅力があり、特に日本三景松島の一角を占める奥松島を一望でき、松島四大観の一つで「壮観」の異名を持つ大高森や、日本三大渓の一つである嵯峨渓、平成30年にオープンした「宮城オルレ奥松島コース」など、本市を代表する観光資源が多く集まっている自然資源が豊富な地区です。

松島基地周辺地区

ブルーインパルス 滝山公園
矢本海浜緑地パークゴルフ場 道の駅東松島
ガス&ライフ矢本海浜緑地公園 他



滝山公園の桜とスモークアート

奥松島地区

トレッキング 嵯峨渓 大高森
シーカヤック 漁業体験 里浜史跡公園
宮城オルレ奥松島コース
牡蠣 海苔 他



大高森山頂からの風景

東松島市の観光振興重点地区

3 東松島市の持続可能な観光地域づくり

平成30年にオープンした「宮城オルレ奥松島コース」は、宮戸島を約10km歩くトレッキングコースで、四季折々の宮戸島を楽しむことができます。また、スタート地点とゴール地点が同じであることから利用しやすいコースとしてリピーターも多く、年間約5,000の方が利用しています。「宮城オルレ奥松島コース」は宮城県主導のもと、被災した奥松島地域の復興と地域経済の活性化を目的に地域住民と行政が一体となり約10kmのコース整備を行いました。

これらの取組や、本市が平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されていることなどが評価され、「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」の令和3年度モデル地区に宮城県内で初めて選定されました。

また、令和4年9月にはオランダに本部のある世界持続可能観光協議会 (GSTC) が開発した持続可能な観光の国際指標の国際認証団体の一つである「グリーン・デスティネーションズ」が選定する「世界の持続可能な観光地トップ100」に宮城県内で初めて選出され、令和5年10月にはスペインに本部がある国連世界観光機関が認定する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ2023」に本市の奥松島地域が東北で初めて認定されました。

これら2つの世界基準の認証を生かし、認知度向上を図りながら日本版持続可能な観光ガイドライン (以下「ガイドライン」という。) に則り引き続き取り組むことで、住む人にも、訪れる人にも、そして営む人にも恩恵がある持続可能な観光を目指した観光地域づくりを進めます。



JSTS-D 国際認証版ロゴマーク



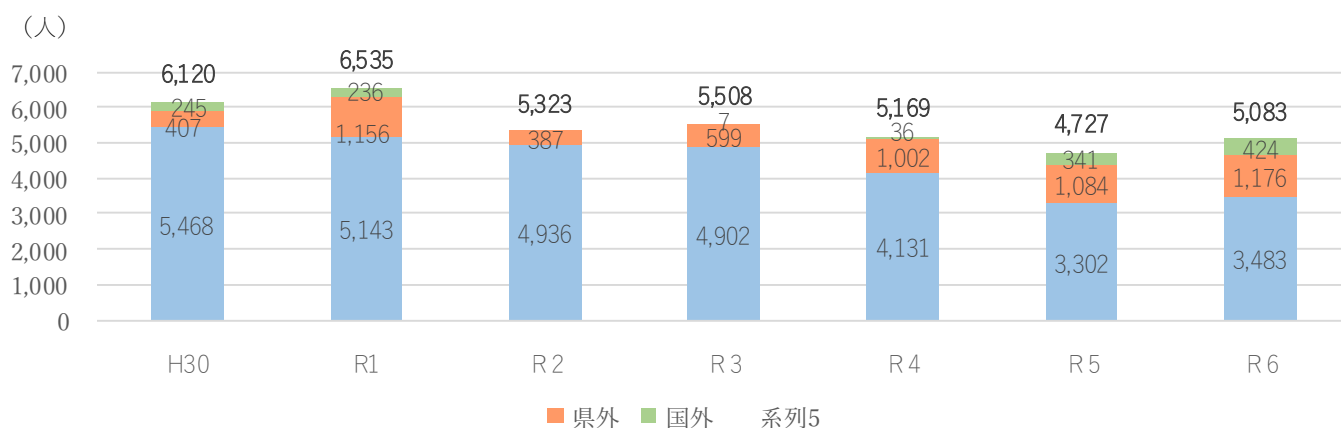
グリーン・デスティネーションズ認証ロゴマーク



Oku-Matsushima, Japan
Official designated as the Tourism Villages by UN Tourism in 2023

ベスト・ツーリズム・ビレッジ認証ロゴマーク

■図表6 宮城オルレ奥松島コース利用者数の推移と内訳



4 東松島市の観光地としての広域的な特性

(1) 本市の広域的な特性

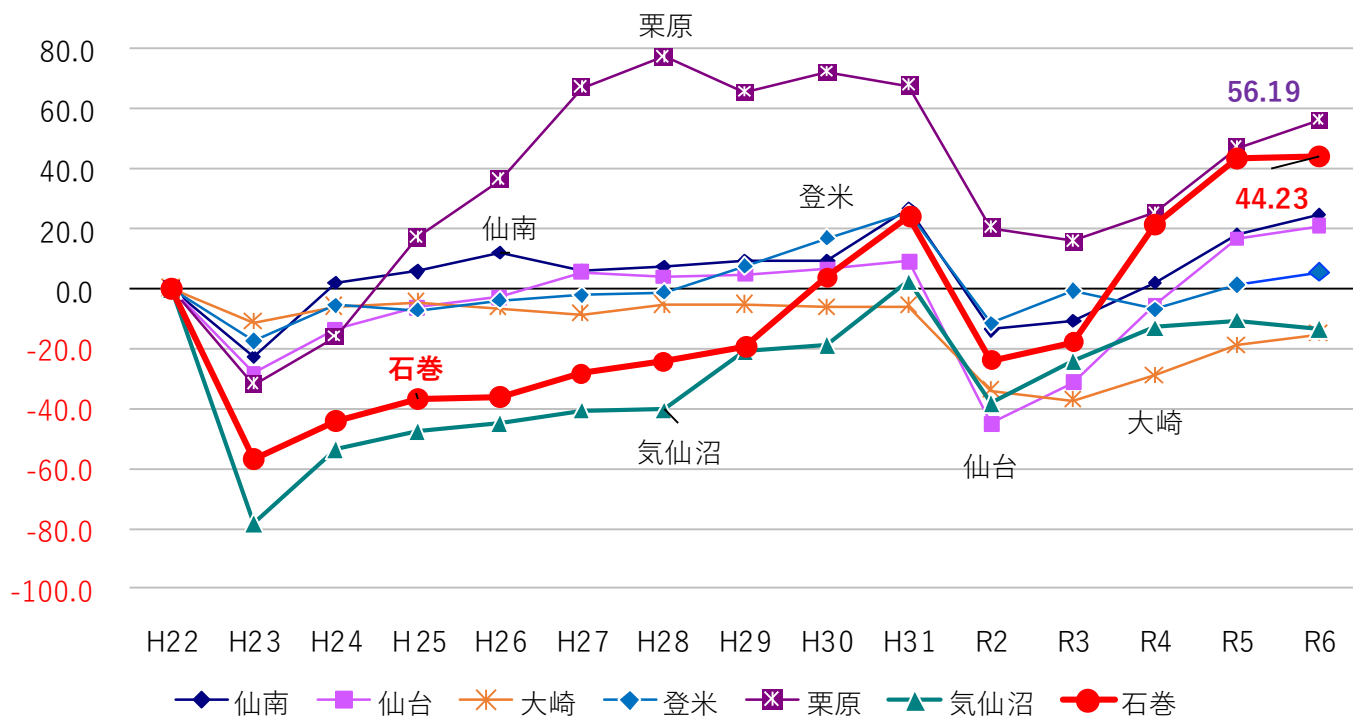
本市は東北の玄関口である仙台市から JR で約 40 分、仙台空港からは車で約 45 分と立地に恵まれています。本市南西部に位置する宮戸島は、知名度の高い「特別名勝・松島」の一角に位置しており、令和 6 年 3 月には、日本三景松島と宮戸をつなぐ「松島・宮戸間遊覧船」の定期航路が就航しました。

「道の駅東松島」は、三陸沿岸道路上り線と一般道の双方から直接乗り入れができる全国的にも例のない道の駅として令和 6 年 11 月 27 日に開業しました。市内の特産品販売のほか、広域的な観光の情報発信拠点として、近隣市町の情報発信を行うとともに、「道の駅東松島」を拠点とした市内及び圏域での周遊促進の役割を担っています。

(2) 県内の圏域別の観光客入込数

県内の圏域別観光客入込数の推移を見ると、石巻圏域の観光客入込数は震災のあった平成 23 年と新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年で落ち込んだものの、令和 6 年には県内で 2 番目に増加率の高い地域となりました。

■図表 7 宮城県の圏域別観光客入込数の推移（指数）



震災前（平成 22 年）を起点とした圏域ごとの観光客入込数の増減率を「指数」として表している

出典：宮城県観光統計概要から作成

5 東松島市の観光資源・施設の状況

<観光資源>

- 松島四大観の一つで「壮観」の異名を持つ「大高森」や日本三大溪の一つ「嵯峨溪」の風光明媚な自然景観は本市を代表する観光資源です。
- 奥松島地域は、「特別名勝・松島」の保護地区に指定され、自然環境が良好に保全されています。
- 航空自衛隊松島基地に所属する「ブルーインパルス」の華麗なアクロバット飛行は、航空祭のみならず、日常の訓練飛行も見物できる本市固有の観光資源です。
- 豊かな海では、本市特産品の牡蠣や海苔の養殖が盛んで、特に海苔は上等な品質を誇り皇室に何度も献上されています。また、市内唯一の海水浴場である月浜海水浴場は平成 25 年度から再開しており、海水浴シーズンには家族連れで賑わいを見せるほか、シーカヤック体験や漁業体験等も行うことができます。
- 市内全域に広がる農地では、ちぢみほうれん草、イチゴ、ネギ、キュウリ、トマト等の高品質の農産物が収穫され、「道の駅東松島」等で販売されています。
- 震災で大きな被害を受けた奥松島遊覧船は、平成 25 年 10 月に 2 艘体制で運行を再開し、平成 27 年春には新たな船も加わり 3 艘体制で運行しています。また、令和 6 年 3 月には、松島・宮戸間の定期航路が就航しました。

<観光施設>

- 宮戸地区には、日本最大級の規模を持つ「里浜貝塚」があり、奥松島縄文村歴史資料館では、「里浜貝塚」から出土した縄文土器や骨角器、石器、装身具等の各種展示のほか、勾玉作りや火おこし等の体験ができるイベントを開催しています。
- 令和 6 年 11 月 27 日にオープンした「道の駅東松島」は、三陸沿岸道路上り線から直接乗り入れでき、更に、市道百合子線の双方から入ることができる利便性の高い道の駅であり、市産品の販売のほか、観光案内施設（道路休憩施設）においては、本市の魅力ある観光資源をデジタルサイネージや VR 等のデジタルコンテンツを活用して発信しており、観光情報の発信拠点としての機能を有しています。
- 宮戸地区にある宮戸地区復興再生多目的施設（あおみな）は「宮城オルレ奥松島コース」の起点と終点になっているほか、奥松島遊覧船の案内所・売店や冬季限定の牡蠣小屋が併設されている奥松島の観光拠点施設です。あおみなの西側には、奥松島浮棧橋船舶乗場が整備されています。
- JR 野蒜駅の西側にある奥松島観光物産交流センター（奥松島イートプラザ）は、奥松島の観光案内所としての機能を有するほか、地元土産や軽食の販売、観光客や駅の待合利用者など地元の方々も利用する施設です。

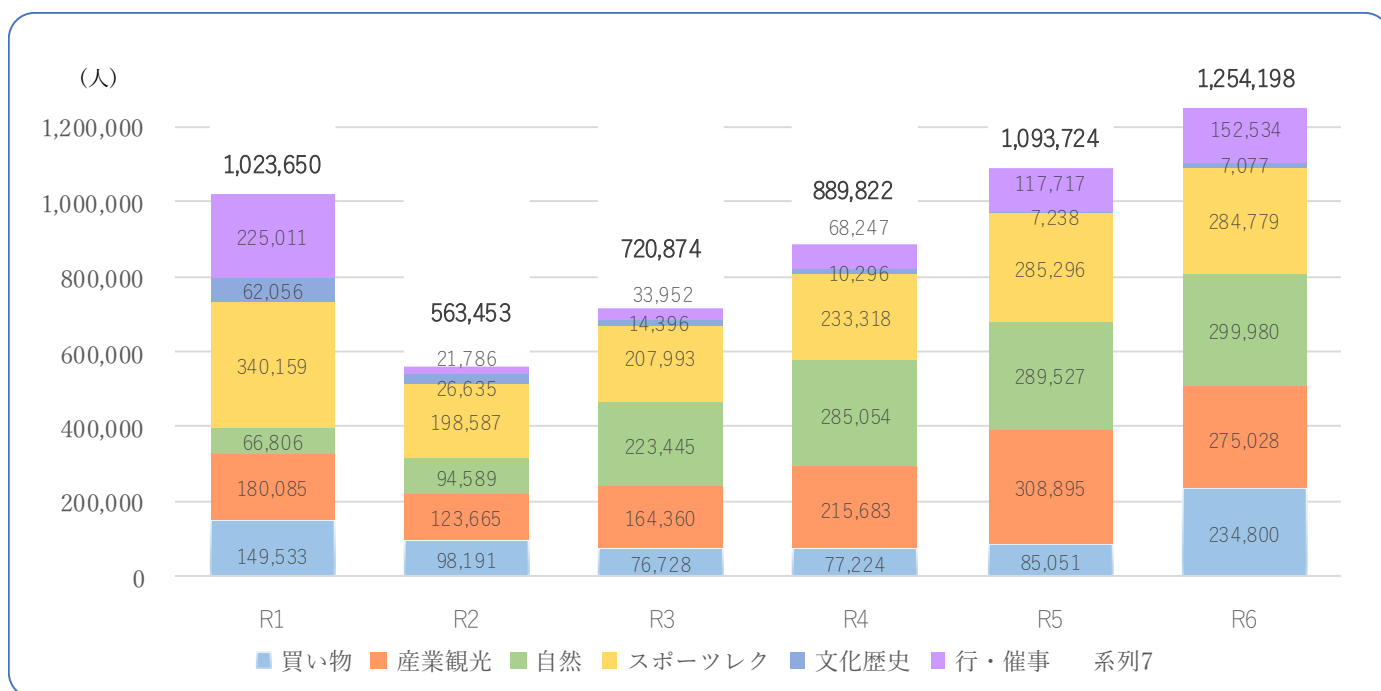
6 東松島市の観光客の実態とニーズ(令和6年度観光動向調査結果)

東松島市観光動向調査は、本市を訪れた旅行者の動向と来訪者の視点から見た本市の観光に期待すること等の把握を行い、本市の観光振興事業の基礎資料とすることを目的として実施しています。毎年8月から9月に市内宿泊施設と観光施設に協力を依頼し、それぞれ「奥松島地区」「小野・矢本地区」毎に集計を行い、地域ごとの特性や来訪者の意見等を取りまとめています。(ガイドラインA9「旅行者意見の調査」に該当)

(1) 目的別の観光客入込数

本市への来訪目的として、平成31年4月にオープンした矢本海浜緑地パークゴルフ場や鷹来の森運動公園をはじめとする「スポーツレク」、松島四大観の一つである大高森や日本三大渓の一つである嵯峨渓などの「自然」、宮城オルレ奥松島コースをはじめとする「産業観光」の割合が高くなっています。また、令和3年以降は東松島夏まつりや松島基地航空祭といった本市を代表するイベント来場者数の増加もあり「行・催事」が増加しています。

■図表8 東松島市の目的別観光客入込数の割合



- 買い物：道の駅東松島、のびる村直売所、イートプラザ、あおみな 他
- 産業観光：遊覧船、体験ネットワーク、松島基地見学、伝承館、八丸牧場、オルレ、宿泊、奥松島クラブハウス 他
- 自然：大高森、嵯峨渓、矢本海浜緑地公園 他
- スポーツレク：ゆぶと、鷹来の森運動公園、矢本運動公園、奥松島運動公園、月浜海水浴場、パークゴルフ 他
- 文化歴史：縄文村歴史資料館
- 行・催事：夏まつり、松島基地航空祭、産業祭、滝山さくらまつり、鳴瀬流灯花火大会 他

出典：宮城県観光客入込数調査データから作成

(2) 2回目以上の来訪者（リピーター）の割合と来訪者満足度

本市への2回目以上の来訪者（リピーター）の割合は、50%から60%前後を推移しており、今後さらなる魅力的なコンテンツ造成等によるリピーター獲得に向けた取組の必要性があります。

来訪者の満足度については、宿泊施設や海水浴場、各観光施設利用に対する満足度が高く、令和6年には90.5%と高い満足度を得ています。

■図表 9-1 2回目以上の来訪者（リピーター）の割合（平成26年度調査開始）

H26	R1	R2	R3	R4	R5	R6
57.0%	68.3%	65.2%	69.7%	61.5%	54.2%	51.7%

出典：東松島市観光動向調査

■図表 9-2 来訪者満足度（平成27年度調査開始）

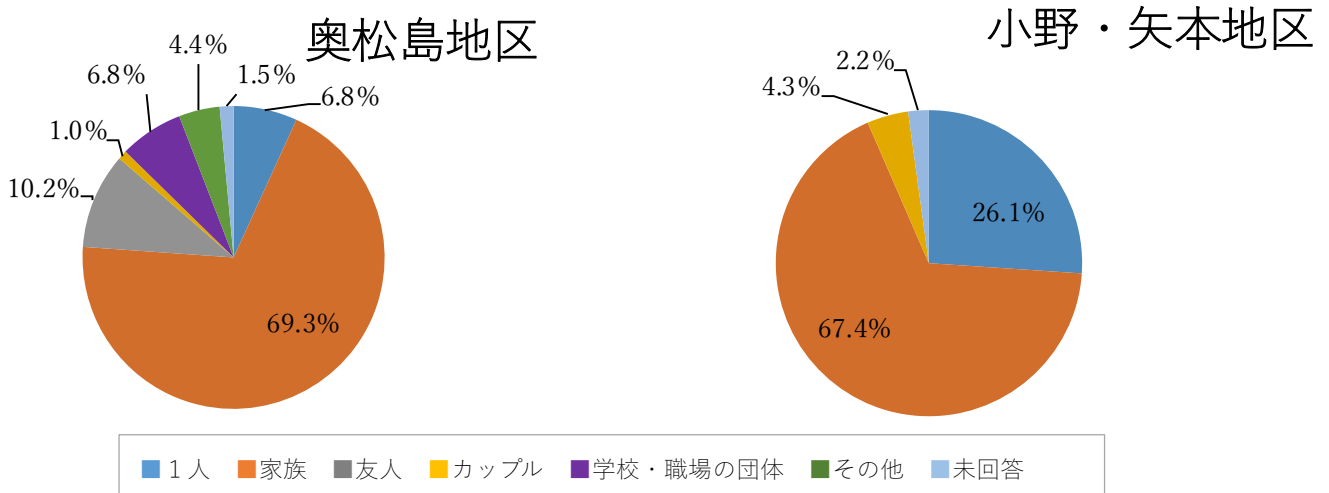
H27	R1	R2	R3	R4	R5	R6
65.3%	72.2%	87.2%	85.3%	84.4%	87.0%	90.5%

出典：東松島市観光動向調査

(3) 地区別旅行形態

本市への旅行形態については、宿泊施設利用者の場合、奥松島地区における家族での旅行が69.3%と高くなっていますが、小野・矢本地区では1人利用が家族利用に次いで26.1%と高くなっています。

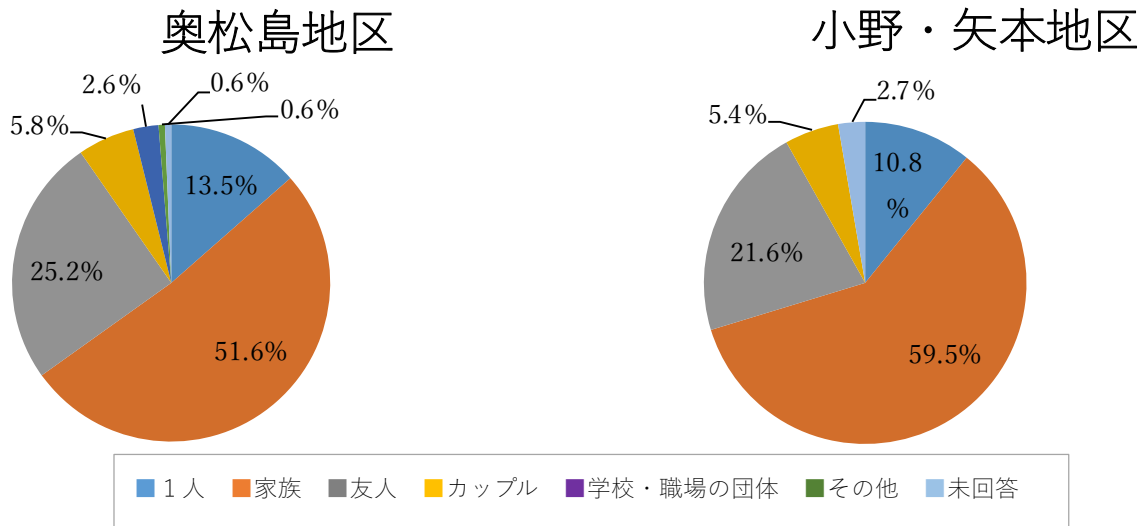
■図表 10 宿泊施設利用者における地区別旅行形態



出典：東松島市観光動向調査

観光施設利用者の場合、奥松島地区及び小野・矢本地区ともに家族での旅行の割合が高くなっており、次いで友人との来訪割合が高くなっています。

■図表 11 観光施設利用者における地区別旅行形態



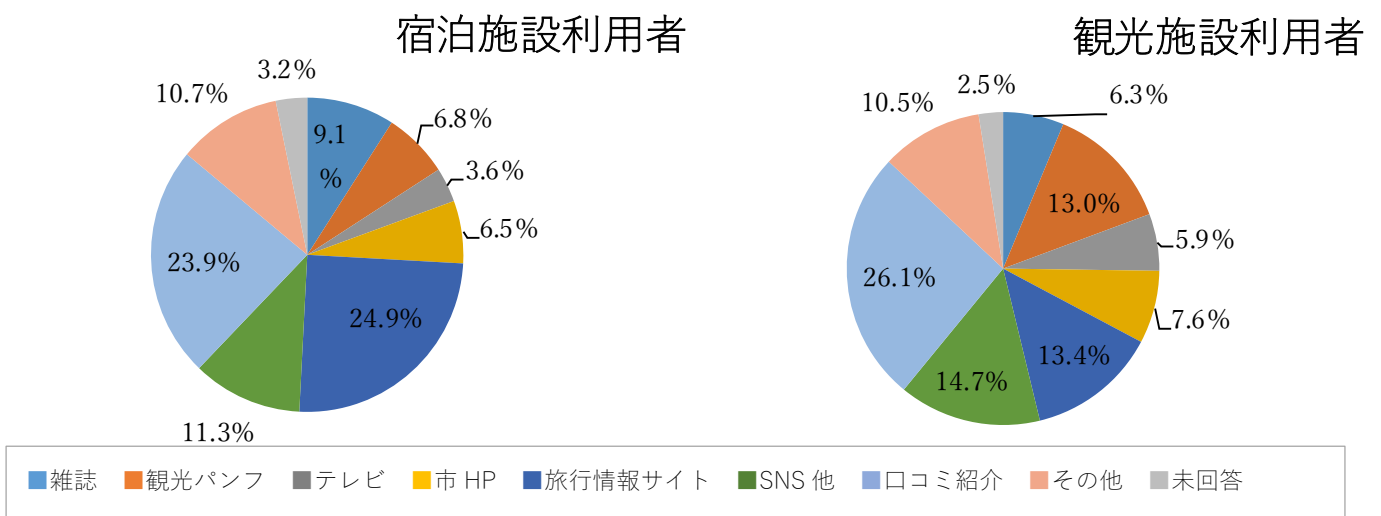
出典：東松島市観光動向調査

(4) 情報取得方法

本市に関する情報取得方法については、宿泊施設利用者の場合、旅行情報サイトからの情報取得が最も多く、次いで口コミ紹介が多くなっています。

観光施設利用者の場合、口コミ紹介が最も多く、次いでSNS 他、旅行情報サイトが多くなっています。

■図表 12 本市に関する情報取得方法



出典：東松島市観光動向調査

1 基本的な考え方

震災復興、新型コロナウイルス感染症の拡大、人口減少、少子高齢化、インバウンド観光客の増加等、観光を取り巻く環境は日々変化し、観光客のニーズも多様化しています。

これらを踏まえ、観光に携わる地域事業者、地域住民、観光関係団体等、すべての人に恩恵のある持続可能な観光を目指し、本ビジョンを策定します。

本ビジョンでは、本市の観光振興を進めていくにあたり、現状から判明した課題、東松島市観光審議会からの意見を踏まえ、目指すべき観光振興の将来像と、その実現に向けて基本となる考え方として「基本理念」及び「基本方針」を定めます。これらを各施策や事業を進めるにあたっての考え方とします。

なお、4つの基本方針と7つの施策は上位計画である「東松島市第3次総合計画」におけるまちづくりの方向性「地域資源を生かした持続可能な観光の振興」と連動するものとしします。

1-1 観光まちづくりの将来像

～自然・歴史・文化など地域資源を生かして未来へつながる東松島市～

東松島市の自然・歴史・文化などの地域資源を生かした、市民にも訪れる人にも魅力ある持続可能な観光地を構築します。

1-2 基本理念

四季折々の自然に心が躍り、地域の恵みを味わい、住む人も訪れる人も喜びを感じる持続可能な観光地域づくり

1-3 基本方針

- (1) 情報発信の強化
- (2) 地域産業と観光との連携
- (3) 国際的認証を踏まえた受入体制の整備
- (4) 自然資源を生かした魅力の向上

1-4 施策

- (1) 市内観光資源や周辺観光地との連携強化と、「道の駅東松島」を拠点とした情報発信及びPR活動の強化
- (2) 地域資源の再発見と磨き上げによる魅力向上
- (3) “東松島ブランド”の普及啓発
- (4) 民間活力を取り入れた官民連携による観光産業の振興
- (5) インバウンドを含めた観光客受入のための環境及び体制づくり
- (6) 観光振興を支える体制づくりと人材の確保・育成支援
- (7) 自然資源を生かしたイベントの推進

1-5 観光振興重点地区

観光ビジョンで定めた「松島基地周辺地区」及び「奥松島地区」については、本ビジョンにおいても引き続きこの2地区を核として、市内や周辺自治体に点在する観光資源とつなぎ合わせ、市内外の周遊観光と滞在時間の延長を促す取組を推進していきます。

2 将来像・基本理念・基本方針・施策の体系

本ビジョンの実現に向け、4つの基本方針に基づき、次の7つの施策を展開していきます。

基本理念	4つの基本方針	施策
四季折々の自然に心が躍り、 住む人も訪れる人も喜びを感じる 持続可能な観光地域づくり	情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内観光資源や周辺観光地との連携強化と、「道の駅東松島」を拠点とした情報発信及びPR活動の強化 ・ 地域資源の再発見と磨き上げによる魅力向上
	地域産業と観光との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ “東松島ブランド”の普及啓発 ・ 民間活力を取り入れた官民連携による観光産業の振興
	国際的認証を踏まえた受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ インバウンドを含めた観光客受入のための環境及び体制づくり ・ 観光振興を支える体制づくりと人材の確保・育成支援
	自然資源を生かした魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を生かしたイベントの推進
【観光振興重点地区】	松島基地周辺地区	奥松島地区

基本方針 1

情報発信の強化

市内や近隣市町の観光情報や各種イベント情報をはじめとする各種情報を、市内の観光案内施設を活用して情報発信します。また、インバウンド観光客にも対応するよう「道の駅東松島」のデジタルサイネージ等を活用した多言語による情報発信や、市ホームページ、公式 SNS 等を活用した情報発信の強化を図ります。

【施策 1】 市内観光資源や周辺観光地との連携強化と、「道の駅東松島」を拠点とした情報発信及び PR 活動の強化

「道の駅東松島」を拠点として本市の観光資源や地元特産品などの魅力を発信するとともに、市内及び圏域の観光施設の案内やモデルコースの紹介等により、圏域での周遊を促進します。また、デジタルサイネージ等を活用した情報発信を行います。

【施策 2】 地域資源の再発見と磨き上げによる魅力向上

ブルーインパルスや奥松島地域の自然、歴史等の観光資源のさらなる磨き上げを進めるとともに、既存の観光資源の新たな組合せや活用方法を見出し、SNS 等の活用による効果的な情報発信を行います。また、教育機関と連携し、子どもの頃から郷土の自然、歴史、文化などの地域資源を知る機会を創出します。(ガイドライン A8「観光教育」に該当)

基本方針 2

地域産業と観光との連携

地域産業である農業、漁業、商工業等と観光を結びつけ、東松島ならではの観光商品を生み出す支援を行い、地域経済を相互に活性化させることで、「稼ぐ観光」「持続可能な観光地域づくり」を進めます。また、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域として、世界基準の 2 つの認証を活用した認知度向上に努めます。

(ガイドライン B3「地域事業者の支援と公正な取引」に該当)

【施策 3】 “東松島ブランド”の普及啓発

東松島ならではの食・文化・観光資源等を“東松島ブランド”として普及啓発を図り認知度向上に努めます。また、「世界の持続可能な観光地トップ 100」、「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」の 2 つの世界基準の認証を活用した PR を推進します。

【施策 4】 民間活力を取り入れた官民連携による観光産業の振興

市内及び圏域の観光事業者等との連携により、民間のノウハウを取り入れた観光施策を進めるとともに、東松島市観光審議会において本ビジョンの進捗管理や提言を受け、観光振興施策の推進を図ります。また、市内事業者と旅行業者とのマッチング会等の開催により新たな観光ビジネスの創出支援を行います。

基本方針 3

国際的認証を踏まえた受入体制の整備

震災からの復興と官民が連携した観光施策の取組等により選出された「世界の持続可能な観光地トップ100」、「ベスト・ツーリズム・ビレッジ2023」の2つの世界基準の認証により、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域として、本市の観光資源を活用した長期滞在を促す体験コンテンツや受入体制の整備・支援を行います。

(ガイドライン B8「多様な受入環境整備」に該当)

【施策5】 インバウンドを含めた観光客受入のための環境及び体制づくり

環境負荷の低減を考慮した宮城オルレ奥松島コースや東北自然歩道等のトレッキングコースの整備、サイクルツーリズム受入体制の整備、月浜海水浴場のビーチクリーン等による開設支援等を行います。

また、観光事業者等の関係機関と連携し、新たな体験コンテンツ創出やインバウンドを含めた観光客の多様な受入体制整備の支援を行います。

【施策6】 観光振興を支える体制づくりと人材の確保・育成支援

本市の観光振興を支える観光事業者等への支援体制の整備、人材の育成支援を行うことで、持続可能な観光地域づくりを進めます。

基本方針 4

自然資源を生かした魅力の向上

奥松島地域の自然資源を活用したイベントの開催支援等を行うことで観光交流人口の増加を図ります。

【施策7】 自然環境を生かしたイベントの推進

宮城オルレ奥松島コースや東北自然歩道等の宮戸島のトレッキングコース、縄文時代から変わらぬ風景を見ることが出来るさとはま縄文の里史跡公園、松島四大観の一つである大高森、日本三大渓の一つである嵯峨渓、雄大な太平洋を望む野蒜海岸など、奥松島地域の魅力ある自然資源を活用したイベントの開催支援等により、観光交流人口の増加を図ります。

3 東松島市第2期観光ビジョンの進行管理に用いる数値目標

本ビジョンの実現に向け、施策・取組を計画的に実施するにあたり、下記の指標を掲げ、進行管理を行うこととします。進行管理に当たっては、毎年指標データを収集し、継続的なPDCAサイクルにより計画の見直し、改善を図っていきます。

なお、数値目標は令和12年度までとし、中間評価を踏まえて令和17年度までの数値目標を定めるものとします。

<数値目標1-1：観光客入込数>

東松島市の観光振興の達成度を図るための指標

◆計画目標 年間124,000人増を目標とする

平成26年（実績）	令和元年（実績）	令和6年（実績）	令和12年
平成26年：365,540人 (平成22年：1,123,233人)	1,023,650人	1,254,198人	2,000,000人

<数値目標1-2：延べ宿泊者数>

東松島市における観光客のうち、宿泊を伴う旅行を実施した観光客数

◆計画目標 震災後、最も多かった令和5年の数値141,548人に近づける

平成26年（実績）	令和元年（実績）	令和5年（実績）	令和6年（実績）	令和12年
平成26年：41,577人 (平成22年：78,433人)	95,592人	141,548人	101,142人	140,000人

<数値目標2-1：2回目以上の来訪者（リピーター）の割合>

東松島市の観光振興の交流促進の達成度を図るための指標（平成26年度調査開始）

◆計画目標 リピーター率70%を目指す

平成26年（実績）	令和元年（実績）	令和6年（実績）	令和12年
57.0%	68.3%	51.7%	70.0%

<数値目標2-2：来訪者満足度>

東松島市の観光振興の交流促進の達成度を図るための指標（平成27年度調査開始）

◆計画目標 来訪者満足度100%を目指す

平成27年（実績）	令和元年（実績）	令和6年（実績）	令和12年
65.3%	72.2%	90.5%	100%

※市観光動向調査の満足度において「おおむね満足」「大変満足」と回答した人の割合

4 役割分担

観光振興の推進は、行政だけで成し得るものではなく、市、(株)東松島観光物産公社等の観光関係団体、東松島市商工会、観光関係事業者、市民等が各々の役割を認識し、各主体間における協働と連携による取組を進めていく必要があります。このため、本ビジョンを実行するにあたり、本市の役割と各主体に期待する役割を次のように位置付けます。

(1) 市（行政）の役割

観光案内施設、海水浴場、観光施設等の観光振興を図る上で必要となる案内看板や道路等のインフラ整備を行います。また、市の関係部局間での連携を図るとともに、国・県を始め、関係市町村や地域事業者、地域住民、観光関係団体等との協働による取組や調整を行い、東松島市第3次総合計画や本ビジョンに基づく観光振興施策を推進します。

あわせて、各主体が自主的に取り組む観光振興事業を積極的に支援し、観光振興による地域経済の活性化を図る役割を担います。

(2) 観光関係団体（(株)東松島観光物産公社、DMO等）の役割

本市の第3セクターである(株)東松島観光物産公社は、観光振興を推進する中心的な存在としての役割を担う団体であり、行政とのパートナーシップにより、事業者や東松島市商工会・JA・JFといった関係団体、市民団体等との連携・調整を図りながら、本市の観光振興に関する具体的な事業を実施します。

また、観光関係団体は各主体が行う観光推進事業を積極的にバックアップするとともに観光情報の収集、分析及び提供に加え、誘客に向けたPR活動などを積極的に展開し、地域経済の活性化を図る役割を担います。

(3) 東松島市商工会の役割

市内の商工業事業者により構成される東松島市商工会は、観光振興においても企業・事業者との産業関係機関との調整役として、市や(株)東松島観光物産公社等が実施する観光振興施策に協力しながら、地域経済の活性化を図る役割を担います。

(4) 観光関係事業者の役割

本市の観光振興を図るためには、地域経済の主役である農業・漁業・商工業等の観光関係事業者の積極的な取組が重要です。観光産業の担い手として、各自が持つノウハウの質の向上に努めるとともに行政や観光関係団体等との連携強化により、本市の魅力向上に努める役割を担います。

観光施設や宿泊施設等においては、観光客を迎え入れる立場であることから、観光客

の多様化するニーズに対応できるよう質の高いサービス提供に努めます。

また、観光と農業・漁業・商工業等の結びつきによる新たな観光資源、特産品の開発等にも積極的に取り組み観光振興に努めます。

(5) 地域の役割

市内各地域には、それぞれ魅力ある風景や歴史、文化、産業などの地域住民が誇りと愛着を持つことのできる資源があります。これらを守り、磨き上げるとともに、新たな資源を掘り起こして地域の魅力を発信し、観光交流人口を増やしていくことで「ネットワーク」が形成され、地域コミュニティの絆が強まり、地域振興へと繋がっていきます。

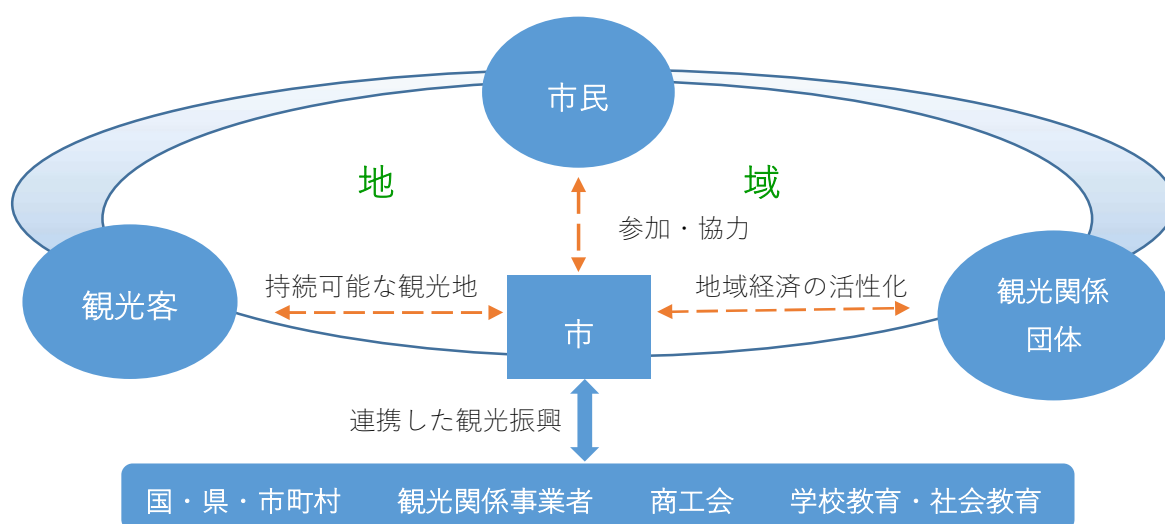
このことから、地域においては、地域ぐるみで景観、歴史、文化、産業等を活用した地域づくりを進め、来訪者を温かく迎え入れることで、地域力の強化へと結びつけていく取組が重要となります。

(6) 市民の役割

本市を訪れた方に満足していただくためには、市民一人ひとりが訪れた方を温かく迎え入れ、本市の魅力を伝える「おもてなし」の心が重要です。そのためには、市民それぞれの立場で郷土に誇りと愛着を持ち、自然や歴史、文化への理解を深め、大切にすることが必要であるとともに、観光によるまちづくりに積極的に参加、協力することが重要となります。

(7) 学校教育・社会教育の役割

行政や観光関係団体、観光関係事業者等との連携によって、郷土に誇りと愛着を持てるような教育プログラムの開発支援等を行い、地域の文化や歴史、自然を生かした体験学習の充実を図ります。



参考資料

【参考資料 1】 東松島市第 2 期観光ビジョン策定までの経過

年・月	東松島市観光審議会
令和 7 年 10 月	令和 7 年度第 1 回東松島市観光審議会（10 月 20 日開催） ・ 東松島市第 2 期観光ビジョン策定について市長から観光審議会へ諮問 ・ 本市の観光振興におけるこれまでの経緯と今後の方針について説明 ・ 東松島市第 2 期観光ビジョン（案）概要版について説明と意見集約、協議
12 月	令和 7 年度第 2 回東松島市観光審議会（12 月 19 日開催） ・ 東松島市観光ビジョン（案）について説明と意見集約、協議
令和 8 年 2 月	東松島市第 2 期観光ビジョン（案）に関するパブリックコメント募集 (2 月 18 日～3 月 13 日)
3 月	令和 7 年度第 3 回東松島市観光審議会（3 月 24 日開催） ・ パブリックコメントを受けた最終案の説明と意見集約、協議 観光審議会会長より東松島市第 2 期観光ビジョンについて市長へ答申

【参考資料 2】 東松島市観光審議会に関する管理運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東松島市附属機関設置条例(令和 2 年東松島市条例第 21 号)別表に掲げる東松島市観光審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 観光関係団体に属する者
- (2) 観光関係公的機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長等)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、会長その他の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(答申)

第 5 条 審議会は、諮問された事項の調査審議の結果を遅滞なく市長に答申しなければならない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、産業部商工観光課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

東松島市第2期観光ビジョン



発行 令和8年3月

発行者 東松島市産業部商工観光課

宮城県東松島市小野字新宮前5番地

TEL 0225-82-1111

FAX 0225-87-3804